

個人情報保護指針

株式会社 I B J

制定：2009年4月1日

改定：2017年5月30日

目次

第1章 目的および適用範囲

第2章 定義

第3章 個人情報の取得について

第4章 個人データの管理

第5章 第三者への提供

第6章 保有個人データに関する事項の公表および開示・訂正・利用停止等

第7章 方針、内部規定、管理体制等

第8章 そのほか

付則

個人情報保護指針

第1章 目的および適用範囲

第1条（目的）

本個人情報保護指針（以下「本指針」という。）は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）および個人情報保護委員会の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』そのほかの関係法令等に基づき、株式会社 I B J（以下「当社」という。）が提供する「I B Jシステム」を利用する法人や個人（以下「システム利用事業者」という。）が行う結婚相手紹介サービス事業（以下「当事業」という。）において、個人情報の保護と適切な取り扱いの確保をするための活動を支援する具体的な指針として定めたものです。

当事業は、そのほかの業種とは異なり、詳細かつ機密性の高い個人情報を取り扱う特性に考慮し、個人情報の有用性に配慮するとともに、個人の権利利益を確保することにより、当事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本指針は、当事業において、個人情報を取り扱う当社のシステム利用事業者に適用される。

第2章 定義

第3条（定義）

本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」

生存する「個人に関する情報」で、特定の個人を識別することができるものをいう。そのほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。なお、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合は、当該生存する個人に関する情報となる。また、「生存する個人」には、日本国民に限らず、外国人も含まれる。法人そのほかの団体は、「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は、含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は、個人情報に含む。）。

個人情報に該当する事例	
事例 1	本人の氏名。
事例 2	生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号）、会社における職位または所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報。なお、特定の個人を識別できるメールアドレス情報（soudan.tarou@ibjapan.jp 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、特定の会社のソウダントロウのメールアドレスであることがわかるような場合等）は、個人情報に該当する。
事例 3	官報、電話帳、職員録等、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で公開されている特定の個人を識別できる情報（本人の氏名等）。
事例 4	防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像や音声情報。

事例 5	特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報。
個人情報に該当しない事例	
事例 1	特定の個人を識別することができない統計情報等。
事例 2	企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）。
事例 3	特定の個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス bcdefg123@ibjapan.jp 等、ただし、そのほかの情報と容易に照合することによって、特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。）。

(2) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号そのほかの符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は、個人情報となる。具体的な内容は、政令第 1 条および個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条から第 4 条までに定めるとおりである。例えば、パスポートや健康保険証、運転免許証の番号等が個人識別符号に該当し、個人情報として取り扱う必要がある。

(3) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見そのほかの不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、次の①から⑩までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は、認められていない。

なお、次の①から⑩までに掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等。）は、要配慮個人情報には、含まない。

①人種

人種、世系または民族のもしくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は、法的地位であり、それだけでは人種には、含まない。

また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には、含まない。

②信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

③社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は、含まない。

④病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等。）が該当する。

⑤犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受け、これが確定した事実が該当する。

⑥犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害および金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）そのほかの個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があることが該当する。

⑧本人に対して医師、そのほか、医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断そのほかの検査（同号において「健康診断等」という。）の結果、疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を健康診断、診療等の事業およびそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は、該当しない。

⑨健康診断等の結果に基づき、または、疾病、負傷そのほかの心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたことが該当する。「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師または保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたこと具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき、医師または保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき、医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施または助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、または、疾病、負傷そのほかの心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所そのほかの医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師そのほかの医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば、診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、または、疾病、負傷そのほかの心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局そのほかの医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師または歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を健康診断、診療等の事業およびそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は、該当しない。

⑩本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起そのほかの刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）が該当する。具体的には、本人を被疑者または被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者または被告人としていないことから、これには該当しない。

⑪本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分そのほかの少年の保護事件に関する手続が行われたことが該当する。具体的には、本人を非行少年またはその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護

事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

(4) 「個人情報取扱事業者」

個人情報データベース等を当事業の用に供している者を個人情報取扱事業者という。

(5) 「個人情報データベース」

体系的に構成された、検索可能な特定の個人情報を含む情報の集合物。紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人を容易に検索することができる状態に置いているものも該当する。

個人情報データベースに該当する事例	
事例 1	電子メールソフトに保管されているアドレス帳等（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合。）。
事例 2	個人情報と関連付けて管理されているユーザー ID やユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル。
事例 3	名刺情報を業務用コンピュータの表計算ソフト等で入力・整理し、誰でも容易に検索できる状態にしている場合。
個人情報データベース等に該当しない事例	
事例 1	個人の名刺入れ等について、他人には、容易に検索できない状態である場合。
事例 2	氏名、住所等で分類整理されていないアンケートの戻り葉書等。

(6) 「個人データ」

個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース」を構成する個人情報をいう。

個人データに該当する事例	
事例 1	個人情報データベースからそのほかの媒体に格納したバックアップデータ。
事例 2	コンピュータ処理により個人情報データベースから出力された個人情報が印字されている帳票等。
個人データに該当しない事例	
事例 1	個人情報データベースを構成する前の入力帳票に記載されている個人情報。

(7) 「保有個人データ」

個人情報取扱事業者が本人またはその代理人から求められる開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データ。ただし、次に掲げる場合は、除く。

1. その存否が明らかになることにより、公益そのほかの利益が害されるもの。
2. 6 ヶ月以内に消去するもの（更新の場合は、除く）。

「その存否が明らかになることにより、公益そのほかの利益が害されるもの」とは、以下を示す。	
ア)	犯罪の予防、鎮圧、捜査そのほかの公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶ恐れがあるもの。
	事例 警察からの捜査関係事項照会や捜査差押令状の対象となった事象者がその対応の過程で捜査対象者または被疑者を本人とする個人データを保有している場合。
イ)	違法または不当な行為を助長し、または、誘発する恐れがあるもの。
	事例 いわゆる不審者、悪質なクレーマー等から不当請求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合。
ウ)	本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶ恐れがあるもの。

	事例	家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が加害者（配偶者または親権者）および被害者（配偶者または子）を本人とする個人データを持っている場合。
エ)		国の安全が害される恐れ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れ、または、他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被る恐れがあるもの。
	事例	製造業者、情報サービス事業者等が防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合。

(8) 「本人」

本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(9) 「本人への通知」

本人に直接知らしめること。事業の性質および個人情報の取り扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行なう必要がある。

本人への通知に該当する事例	
事例 1	電話の際は、口頭または自動応答装置等で知らせること。
事例 2	面談の際は、口頭または文書を渡すこと。
事例 3	電子メール、ファックス等により送信する、または、文書を郵便等で送付すること。
事例 4	電子商取引の場合は、取引の確認を行う画面または取引完了メールに記載して送信すること。

(10) 「本人に対する利用目的を明示」

本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質および個人情報の取り扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により行なう必要がある。

利用目的の明示に該当する事例	
事例 1	利用目的を明示した契約書そのほかの書面を相手方である本人に手渡し、または、送付すること。契約約款または利用条件等の書面中に利用目的条項を記載する場合は、利用目的が記載されていることを伝える等、本人が実際に利用目的を目にできるよう留意する必要がある。
事例 2	本人がアクセスした自社サイトにその利用目的を明記すること。個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前に、その利用目的（利用目的を記載した画面に1回程度の操作で遷移するリンクやボタンを含む。）が本人の目にとまるように留意する必要がある。

(11) 「本人の同意」

本人の個人情報が個人情報取扱事業者によって示された方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示（本人であることを確認できていることが前提）。「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質および個人情報の取り扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法により行なう必要がある。

本人の同意を得ている事例	
事例 1	同意する旨を本人から口頭または書面（電子的方式、磁気的方式、そのほか、人の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること。
事例 2	本人が署名または記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領すること。

事例 3	本人による同意する旨の確認欄へのチェックまたはウェブ画面上のボタンのクリック。
事例 4	本人から同意する旨のメールを受信すること。
事例 5	本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力。

(12) 「本人が容易に知り得る状態」

事業の性質および個人情報の取り扱い状況に応じた合理的かつ適切な方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にもその手段においても簡単に知ることができる状態であることをいう。

本人が容易に知り得る状態に該当する事例	
事例 1	自社サイトのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。
事例 2	事務所の窓口等への掲示、備え付け等が継続的に行われていること。
事例 3	広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
事例 4	電子商取引において、商品を紹介する画面にリンク先を継続的に掲示すること。

(13) 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」

ホームページへの掲載、カタログの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

本人が知り得る状態に該当する事例	
事例 1	問い合わせ窓口を設け、問い合わせに口頭または文章で回答できる体制を構築しておくこと。
事例 2	店舗販売において、店舗にパンフレットを備え置くこと。
事例 3	電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレス等の連絡先を明記すること。

(14) 「公表」

国民一般、そのほか、不特定多数の人が知ることができるように発表することをいう。ただし、公表は、事業の性質および個人情報の取り扱い状況に応じ、合理的かつ適切な方法で行なう必要がある。

公表に該当する事例	
事例 1	自社サイトのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載。
事例 2	自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き・配布等。
事例 3	通信販売用のパンフレット等への記載。

(15) 「提供」

個人データを利用可能な状態に置くこと。個人データが物理的に提供されていない場合でも、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば「提供」となる。

(16) 「システム利用事業者」

当事業において、個人情報を取り扱う当社が提供するシステムの利用事業者（結婚相談業者）をいう。

(17) 「個人情報保護安全管理責任者」

システム利用事業者により指名された者で、個人情報保護体制の運営と施策の実施責任者であり、個人情報の取り扱いについての決定権限を有する者。個人経営の場合は、システム利用事業者の代

表者が兼務できる。

(18) 「会員」

システム利用事業者へ入会、登録された者をいう。

第 3 章 個人情報の取得について

第 4 条 (利用目的の特定)

システム利用事業者は、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならない。顧客開発にあたり広告等で見込み客の個人情報を取得する際は、利用目的をできるだけ具体的に示さなければならない。また、契約上の役務の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得してはならない。

具体的に利用目的を特定している事例	
事例 1	結婚相手紹介サービスにおけるサービス内容の案内送付、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。
事例 2	会員登録または入会後の相手会員への紹介等のサービスに利用いたします。
具体的に利用目的を特定していない事例	
事例 1	事業活動および提供サービスの向上のため。
事例 2	マーケティング活動に用いるため。

第 5 条 (利用目的の変更)

1. システム利用事業者は、第 4 条により特定された利用目的を本人が想定することが困難な内容に変更してはならない。
2. システム利用事業者は、利用目的を変更した場合、変更された内容について本人に通知するか、または、公表しなければならない。
3. 利用目的において、一連の個人情報の取り扱いの典型例を示していた場合は、その典型例から推測できる範囲内で変更することができる。

第 6 条 (利用目的による制限)

システム利用事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送付や電話を掛けること等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも目的外利用には、該当しない。

同意が必要な事例	
事例 1	成婚退会した会員を結婚式場業者や旅行業者に紹介する場合。
適用除外事例	
事例 1	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
事例 2	法令に基づき、提出または回答が義務付けられている場合や国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

第7条（利用目的の通知または公表）

システム利用事業者が個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかにその利用目的を本人に通知するか、または、公表しなければならない。

第8条（適正な取得）

システム利用事業者は、不正な手段により個人情報を取得してはならない。なお、不正な競争の目的で秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを詐欺等により取得したり、使用・開示した者には、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第14条により刑事罰（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）が科され得る。

不正な手段により個人情報を取得している事例	
事例1	法第23条に規定される第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合。
事例2	そのほかの事業者に指示して上記「事例1」の不正な手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合。

第9条（書面等で本人から直接に取得する場合の処置）

システム利用事業者が書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。また、口頭による個人情報の取得にまで当該義務を課すものではない。

第10条（取得時および利用目的等の変更時の措置の適用除外）

第5条、第8条および第9条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 個人情報が取得される状況から見て利用目的が明白であると認められる場合。
- (2) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、または、公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (3) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより人の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害される恐れがある場合。
- (4) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより企業秘密に関する事等が他社に明らかになり、当該事業者の権利または正当な利益が侵害される恐れがある場合。

第4章 個人データの管理

第11条（データ内容の正確性の確保）

システム利用事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベースへの個人情報の入力時の照合・確認、誤り等を発見した場合の訂正等の手続きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。また、個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では、当該個人データを保有する合理的な理由が存在しな

なくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、法令の定めにより保存期間等が定められている場合を除き、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第12条（安全管理処置）

システム利用事業者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止、そのほか、個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理処置を講じなければならない。

必要かつ適切な安全管理処置を講じているとはいえない場合	
事例1	公開されてはいけない個人データが事業者のサイト上で不特定多数に公開されている状態をシステム利用事業者が放置している場合。
事例2	組織変更後、アクセスする必要がなくなった従業員が個人データにアクセスできる状態をシステム利用事業者が放置している場合で、その従業員が個人データを漏洩した場合。
事例3	個人データに対して、アクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業員がそこから個人データを入手して漏洩した場合。
事例4	システム障害により破損した個人データをバックアップから復旧できず、当該本人がサービスの提供を受けられなくなった場合。
事例5	個人データをバックアップした媒体が持ち出しを許可されていない者により、持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出されてしまった場合。

（1）組織的安全管理処置

1. 組織的安全管理措置として講じなければならない事項

◇個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備

1. 従業員の役割・責任の明確化

個人データの安全管理に関する従業員の役割・責任を職務分掌規程、職務権限規程等の内部規程、契約書、職務記述等に具体的に定めることが望ましい。

2. 個人情報保護管理者の設置。

3. 個人データの取り扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、削除・廃棄等の作業）における作業責任者の設置および作業担当者の限定。

4. 個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置および担当者（システム管理者を含む）の限定。

5. 個人データの取り扱いに関わるそれぞれの部署の役割と責任の明確化。

6. 監査責任者の設置（個人経営のシステム利用事業者は、代表者が兼務できる。）。

7. 監査実施体制の整備（個人経営のシステム利用事業者は、監査を当社が代行できる。）。

8. 個人データの取り扱いに関する規程等に違反している事実または兆候があることに気が付いた場合の代表者への報告連絡体制の整備。

9. 個人データの漏洩等の事故が発生した場合または発生の可能性が高いと判断した場合の代表者等への報告連絡体制の整備（個人データの漏洩等についての情報は、代表窓口、苦情処理窓口を通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい（法31条を参照）。）。

10. 漏洩等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備。

11. 漏洩等の事故発生時における主務大臣および認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備。

◇個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

1. 個人データの取り扱いに関する規程等の整備とそれらに従った運用。
2. 個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれらに従った運用（詳細な記載事項については、下記の「11.個人データの取り扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項」を参照。）。
3. 個人データの取り扱いに係る建物、部屋、保管庫等の安全管理に関する規程等の整備とそれらに従った運用。
4. 個人データの取り扱いを委託する場合における受託者の選定基準、委託契約書の雛型等の整備とそれらに従った運用。
5. 定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証拠の保持。
（保持が望まれる監査証拠としては、個人データに関する情報システム利用および特別な権限を付与する権限付与の申請書、情報システムの利用者とその権限一覧表、建物等の入退記録、個人データのアクセス記録、教育受講者一覧表等が考えられる。）。

◇個人データの取り扱い状況を一覧できる手段の整備

1. 個人データについて、取得する項目、通知した利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限、そのほか、個人データの適正な取り扱いに必要な情報を記した個人データ取り扱い台帳の整備。
2. 個人データ取り扱い台帳の内容の定期的な確認による最新状態の維持。

◇個人データの安全管理措置の評価、見直しおよび改善

1. 監査計画の立案と計画に基づく監査（内部監査または外部監査）の実施。
2. 監査実施結果の取りまとめと代表者への報告。
3. 監査責任者から受ける監査報告、個人データに対する社会通念の変化および情報技術の進捗に応じた定期的な安全管理措置の見直しおよび改善。

◇事故または違反への対処

1. 事実関係、再発防止策等の公表。
2. そのほか、以下の項目等の実施
事実調査、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある本人および主務大臣等への報告、原因の究明、再発防止策の検討・実施。

11. 個人データの取り扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項

以下、◇取得・入力、◇移送・送信、◇利用・加工、◇保管・バックアップ、◇消去・廃棄という、個人データの取り扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項を列記する。

◇取得・入力

1. 個人データを取得する際の作業責任者および取得した個人データを情報システムに入力する際の作業責任者を明確化する。
2. 取得・入力する際の手続きを明確にし、定められた手続きによる取得・入力の実施を行なう。権限を与えられていない者が立ち入れない建物、部屋（以下「建物等」という。）での入力作業の実施、個人データを入力できる端末は、業務上の必要性に基づいて限定し、その端末に付与する機能は、業務上の必要性に基づいて限定（例えば、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。）する。

3. 個人データを取得・入力できる作業担当者は、業務上の必要性に基づいて限定し、ID とパスワードや生体認証等により識別する。作業担当者に付与する権限は、限定し、付与した権限の記録を残す。
4. 手続きの明確化と手続きに従った実施および作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況を確認する。

◇移送・送信

1. 個人データを移送・送信する際の作業責任者を明確化する。
2. 個人データを移送・送信する際の手続きを明確化し、定められた手続きによる移送・送信を実施する。個人データを移送・送信する場合は、暗号化や宛先の確認、受領確認（例えば、受領メールや配達記録郵便等の利用、FAX の場合は、電話による受領確認等。）を行なう。なお、個人データを記した文章を FAX 機器等に放置してはいけない。
また、暗号鍵やパスワードは、適切に管理する。
3. 個人データを移送・送信できる作業担当者は、業務上の必要性に基づき限定し、ID とパスワードや生体認証等により識別する。作業担当者に付与する権限は、限定（例えば、個人データをメールで送信する場合、送信者は、内容の閲覧、変更ができない等。）する。
また、作業担当者に付与した権限の記録を残す。
4. 手続きの明確化と手続きに従った実施および作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況は、定期的に確認する。また、アクセス記録、保管、権限外作業の有無についても確認する。

◇利用・加工

1. 個人データを利用・加工する際の作業責任者を明確化する。
2. 個人データを利用・加工する際の手続きを明確化し、定められた手続きによる利用・加工を実施する。利用・加工は、権限を与えられていない者が立ち入れない建物等で実施し、個人データを利用・加工できる端末は、業務上の必要性に基づき限定する。
また、その端末に付与する機能は、業務上の必要性に基づき限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。）する。
3. 個人データを利用・加工する作業担当者は、業務上の必要性に基づき限定し、ID とパスワードや生体認証等により識別する。作業担当者に付与する権限は、限定（例えば、個人データの複写、複製を行なえない等。）し、その付与した権限（複写、複製、印刷、削除、変更等）の記録を残す。
4. 手続きの明確化と手続きに従った実施および作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況は、定期的に確認する。また、アクセス記録、保管と権限外作業の有無についても確認する。

◇保管・バックアップ

1. 個人データを保管・バックアップする際の作業責任者を明確化する。
2. 個人情報を保管・バックアップする際の手順を明確化し、定められた手続きによる保管・バックアップを実施する。可能であれば、バックアップした個人データは、暗号化するかパスワードを設定し、暗号鍵やパスワードは、適切に管理する。個人データを記録している媒体を保管する場所は、施錠管理し、その部屋や保管庫等の鍵も適切に管理する。可能な場合は、個人データを記録した媒体の遠隔地保管する。バックアップから迅速にデータが復元できることのテストを実施するとともに、個人データのバックアップに関する各種事象や障害の記録を残す。
3. 個人データを保管・バックアップする作業担当者は、業務上の必要性に基づき限定し、ID とパスワードや生体認証等により作業担当者を識別する。作業担当者に付与する権限は、限定（バックア

ップする作業担当者は、個人データの内容を閲覧、変更する権限はない等。)し、その付与した権限(バックアップの実行、保管庫の鍵の管理等)の記録を残す。

4. 手続きの明確化と手続きに従った実施および作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況は、定期的に確認する。

◇消去・廃棄

1. 個人データを消去する際の作業責任者や個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者を明確化する。
2. 消去・廃棄する際の手続きを明確化し、定められた手続きによる消去・廃棄を実施する。消去・廃棄作業は、権限を与えられていない者が立ち入れない建物等で実施する。

個人データが消去できる端末は、業務上の必要性に基づき限定し、個人データが記録された媒体や機器を廃棄する場合は、事前にデータの完全消去(例えば、意味のないデータを媒体に1回または複数回、上書する。)か、物理的な破壊(例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する。)を行なう。

3. 個人データを消去・廃棄できる作業担当者は、業務上の必要性に基づき限定し、IDとパスワードや生体認証等により作業担当者を識別する。作業担当者に付与する権限は、限定し、その付与した権限の記録を残す。
4. 手続きの明確化と手続きに従った実施および作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況は、定期的に確認する。また、アクセスの記録、保管、権限外作業の有無についても確認する。

(2) 人的安全管理措置

1. 人的安全管理措置として講じなければならない事項

◇雇用契約時および委託契約時における非開示契約の締結

1. 従業者の採用時または委託契約時における非開示契約の締結

雇用契約または委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。

2. 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備

個人データを取り扱う従業者ではないが個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性がある者についてもアクセス可能な関係者の範囲およびアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業者以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。

◇従業者に対する周知・教育・訓練の実施

なお、管理者が定めた規程等を守るように監督することについては、法第21条を参照。

1. 個人データおよび情報システムの安全管理に係る従業者の役割および責任を定めた内部規程等についての周知。
2. 個人データおよび情報システムの安全管理に係る従業者の役割および責任についての教育・訓練の実施。
3. 従業者に対する必要かつ適切な教育・訓練が実施されていることの確認。

(3) 物理的安全管理措置

1. 物理的安全管理措置として講じなければならない事項

◇入退館(室)管理の実施

1. 個人データを取り扱う業務上の入退館(室)管理を実施している物理的に保護された室内での実施。
2. 個人データを取り扱う情報システム等の入退館(室)管理を実施している物理的に保護された室内等への設置。

◇盗難等の防止

1. 離籍時の個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置の禁止。
2. 離籍時のパスワード付きスクリーンセーバー等の起動。
3. 個人データを含む媒体の施錠保管。
4. 氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の分離保管。
5. 個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置禁止。
機器・装置等の物理的な保護。
6. 個人データを取り扱う機器・装置等の安全管理上の脅威(例えば、盗難、破壊、破損)や環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)からの物理的な保護。

(4) 技術的安全管理措置

1. 技術的安全管理措置として講じなければならない事項

◇個人データへのアクセスにおける識別と認証

1. 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するためにアクセス権限を有する従業者本人であることの識別と認証(例えば、IDとパスワードによる認証、生体認証等)の実施。IDとパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限設定、同一または類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する等の措置を講じることが望ましい。

個人データへのアクセス権限を有する各従業者が使用できる端末またはアドレス等の識別と認証(例えば、MACアドレス認証、IPアドレス認証、電子証明書や秘密分散技術を用いた認証等)の実施。

◇個人データへのアクセス制御

1. 個人データへのアクセス権限を付与すべき従業者数の最小化。
2. 識別に基づいたアクセス制御(パスワード設定をしたファイルが誰でもアクセスできる状態は、アクセス制御は、されているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更がある度に、適切にパスワードを変更する必要がある。)
3. 従業者に付与するアクセス権限の最小化。
4. 個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限。
5. 個人データを格納した情報システムの利用時間の制限(例えば、休業日や業務時間外等の時間帯には、情報システムにアクセスできないようにする等。)
6. 個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護(例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定。)
7. 個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止(例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装することや業務上必要となる従業者が利用するコンピュータにのみ必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等。)。情報システム特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくても良いのであれば、個人データへの直接アクセスをできないように制限することが望ましい。

8. 個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、ウェブアプリケーションの脆弱性有無の検証。）。

◇個人データへのアクセス権限の管理

1. 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施（例えば、定期的に個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを十分に審査し、その者だけが登録等の作業を行えるようにする。）。
2. 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施。

◇個人データのアクセス記録

1. 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録（例えば、個人データへのアクセスや操作を記録できない場合は、情報システムへのアクセスの成功と失敗の記録。）。
2. 採取した記録の漏洩、滅失および毀損からの適切な保護（個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する可能性があることに留意する。）。

◇個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策

1. ウイルス対策ソフトウェアの導入。
2. オペレーティングシステム（OS）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ。）の適用。
3. 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認。）。

◇個人データの移送（運搬、郵送、宅配便等）・送信時の対策

1. 移送時における紛失・盗難が生じた際の対策（例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化。）。
2. 盗聴の可能性があるネットワーク（例えば、インターネットや無線 LAN 等。）で個人データを送信
例えば、本人および従業者により入力またはアクセスし、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等。）する際の暗号化。

◇個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

1. 情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止。
2. 情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システムまたは運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証。

◇個人データを取り扱う情報システムの監視

1. 個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視。
2. 個人データへのアクセス状況（作業内容も含む）の監視。個人データを取り扱う情報システムを監視した結果の記録が個人情報に該当する可能性があることに留意する。

第13条（従業者の監督）

システム利用事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるときは、安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において、直接または間接的に事業者の指揮監督を受けて事業者の事業に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

第14条（委託先の監督）

システム利用事業者は、個人データの取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合、その取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1. 個人データの取り扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項
 1. 委託者および受託者の責任の明確化。
 2. 個人データの安全管理に関する事項。
 - (ア) 個人データの漏洩防止、盗用禁止に関する事項。
 - (イ) 委託契約範囲外の加工、利用、複写、複製の禁止。
 - (ウ) 委託契約期間。
 - (エ) 委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項。
 3. 再委託に関する事項。
 - (ア) 再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告。
 4. 個人データの取り扱い状況に関する委託者への報告の内容および頻度。
 5. 契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）。
 6. 契約内容が遵守されなかった場合の措置。
 7. セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項。

第5章 第三者への提供

第15条（第三者提供の制限）

- (1) システム利用事業者は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 同意の取得は、当事業の性質および個人情報取り扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

第三者提供とされる事例（ただし、法第23条4項各号の場合を除く。）	
事例1	親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合。
事例2	本人の同意を得ずに同業者間で、特定の個人データを交換する場合。
第三者提供とされない事例	
事例1	契約に基づくサービス提供で相手会員への個人データを提供すること。
事例2	同一事業社内で他部門へ個人データを提供すること。

第16条（外国にある第三者への提供の制限）

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するにあたっては、法第24条に従い、次の①から③までに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。

委託、事業承継または共同利用（法第23条第5項各号に掲げる場合）に伴って、外国にある第三者に個人データを提供するときであっても、法第24条が適用される点に留意が必要である。なお、次の①または②に該当する場合には、法第23条が適用され、同条第1項に基づきあらかじめ第三者提供について、本人の同意を得ること、同条第2項に基づきいわゆるオプトアウト手続をとること、または、同条第5項各号に掲げる場合（委託、事業承継または共同利用）に該当することで、外国にある第三者に個人データを提供することができる。

- ①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定める国にある場合。
- ②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。
- ③法第23条第1項各号に該当する場合。

第17条（第三者に提供できる場合）

1. システム利用事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて、その提供を停止する場合で、次に掲げる事項について個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、または、本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目。
 - (3) 第三者への提供の手段または方法。
 - (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
 - (5) 本人の求めを受け付ける方法。
2. システム利用事業者は、個人データを第三者に提供する際には記録の作成・保存が必要で、また受ける際にも確認と記録の作成・保存が必要である。なお、記録の作成等にあたっては、◇第三者に提供する場合、◇第三者より提供をうける場合のほか「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）に従うこととする。

◇第三者に提供する場合の記録事項

- I. オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合。
 - (1) 「当該個人データを提供した年月日」。
 - (2) 「当該第三者の氏名または名称そのほかの当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）」。
 - (3) 「当該個人データによって識別される本人の氏名そのほかの当該本人を特定するに足りる事項」。
 - (4) 「当該個人データの項目」。

II. 本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合

- (1) 「法第 23 条第 1 項または法第 24 条の本人の同意を得ている旨」。
- (2) 「当該第三者の氏名または名称そのほか当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）」。
- (3) 「当該個人データによって識別される本人の氏名そのほかの当該本人を特定するに足りる事項」。
- (4) 「当該個人データの項目」。

◇第三者より提供を受ける場合の記録事項

I. オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合

- (1) 「当該個人データを受けた年月日」。
- (2) 「当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名」。
- (3) 「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」。
- (4) 「当該個人データによって識別される本人の氏名そのほかの当該本人を特定するに足りる事項」。
- (5) 「当該個人データの項目」。
- (6) 「個人情報保護委員会により公表されている旨」。

II. 本人の同意に基づき、個人データの第三者提供を受ける場合

- (1) 「法第 23 条第 1 項または法第 24 条の本人の同意を得ている旨」。
- (2) 「当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名」。
- (3) 「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」。
- (4) 「当該個人データによって識別される本人の氏名そのほかの当該本人を特定するに足りる事項」。
- (5) 「当該個人データの項目」。

III. 個人情報取扱事業者が、そのほかの個人情報取扱事業者又は法第 2 条第 5 項各号に掲げる者（「2-1-3 第三者が法第 2 条第 5 項各号に掲げる者である場合」参照）以外の者から、個人データの提供を受ける場合

- (1) 「当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名」。
- (2) 「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」。
- (3) 「当該個人データによって識別される本人の氏名そのほかの当該本人を特定するに足りる事項」。
- (4) 「当該個人データの項目」。

第 18 条（第三者提供に該当しない場合）

- (1) 次に掲げる場合においては、第三者提供に該当しないものとする。
 - (ア) 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いに関する業務の全部または一部を委託する場合。
 - (イ) 合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合。
 - (ウ) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合で、以下の情報をあらかじめ本人に通知し、または、本人が容易に知り得る状態に置いている場合。
 - ① 個人データを特定の者と共同して利用する旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目

- ③ 共同利用者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 個人データに関する開示、訂正、利用停止等の求めおよび苦情相談窓口
 - ⑥ 安全管理等個人データの管理について責任者を有する者の氏名または名称。
- (2) システム利用事業者は、前項（ウ）に規定する項目のうち、④、⑤、⑥を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第6章 保有個人データに関する事項の公表および開示、訂正・利用停止等

第19条（保有個人データに関する事項の公表等）

システム利用事業者は、保有個人データについて、以下の情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 事業者の氏名または名称。
- (2) すべての保有個人データの利用目的。
- (3) 保有個人データの利用目的の通知および保有個人データの開示に係る手数料の額（定めた場合に限る）ならびに開示等の請求の手続き。
- (4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情および問い合わせの窓口。

第20条（利用目的の通知）

システム利用事業者は、本人から自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
- (2) 第10条の（1）から（3）に該当する場合。

第21条（保有個人データの開示）

システム利用事業者は、本人から自己が識別される保有個人データの開示を請求されたときは、本人に対し、書面の交付による方法等（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、その方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示（当該保有個人データが存在しないときに、その旨を知らせることを含む。）しなければならない。ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができるが、その場合は、その旨を本人に通知しなければならない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
- (3) そのほかの法令に違反することとなる場合。

※ 「開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、その方法」について請求を行った者が同意している場合は、電子メール、電話等、様々な開示方法が可能となります。

書面の交付による方法は同意がなくても可能となります。また、請求を行った者から開示方法について特に指定がなく、システム利用事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合（電話で開示の請求があり、本人確認後そのまま電話で問い合わせに回答する場合を含む。）は、当該

方法について同意があったものとみなすことができる。請求があった者からの同意の取り方として、システム利用事業者が開示方法を提示し、その者が希望する複数の方法の中から当該システム利用事業者が選択することもできる。ただし、開示することにより上記の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができるが、この場合は、その旨を本人に通知しなければならない。

第 2 2 条（保有個人データの訂正等）

- (1) システム利用事業者は、本人から保有個人データの内容が事実でないという理由で訂正、追加または削除（この条において「訂正等」という。）を請求されたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、原則として合理的な期間内にこれに応ずるものとする。なお、そのほかの法令の規定により特別の手続きが定められている場合には、当該特別の手続きが優先されることとなる。
- (2) 訂正等を行うにあたり調査が必要な場合は遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行ったとき、または行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

第 2 3 条（保有個人データの利用停止等）

システム利用事業者は、本人から手続き違反等の理由により、保有個人データの利用停止を請求された場合は、原則として当該措置を行わなければならない。なお、利用停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合やそのほかの第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ※1 「手続き違反等」とは、同意のない目的外利用や第三者提供、不正な取得をいう。
- ※2 退会（中途解約を含む）者の個人情報については、当然「利用停止」となるが、単に利用を停止するだけでなく、一定期間後に個人データそのものを抹消することが求められる。
- ※3 資料請求者等の見込み顧客の個人情報についても、本人から自己の個人情報について訂正、削除等の申し出があった場合は、速やかに行うこと。また、入会勧誘の結果、入会に至らず、それ以降は、見込み顧客でないと判断したときは、2ヶ月以内に抹消すること。

第 2 4 条（理由の説明）

システム利用事業者は、保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等において、その措置をとらない旨またはその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

第 2 5 条（開示等の請求に応じる手続き）

- (1) システム利用事業者は、開示等の請求を受け付ける方法として、次の各号の事項を定めることができる。また、受け付ける方法を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。なお、受け付ける方法を定めない場合は、自由な申請を認めることとなる。

- ① 開示等の請求の受付先

- ② 開示等の請求に際して提出すべき書面の様式そのほかの開示等の請求の受付方法
 - ③ 開示等の請求をするものが本人またはその代理人であることの確認の方法
 - ④ 保有個人データの利用目的の通知
 - ⑤ 保有個人データの開示をする際に徴収する手数料
- (2) システム利用事業者は、円滑に開示等の手続きが行えるよう、本人に対し、自己のデータの特定に必要な事項の提示を求めることができる。なお、本人が容易に自己のデータを特定できるよう自己の保有個人データの特定に資する情報の提供、そのほか、本人の利便性を考慮しなければならない。

第26条（手数料）

システム利用事業者は、保有個人データの利用目的の通知または保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め徴収することができる。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第27条（苦情処理）

- (1) システム利用事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (2) 苦情処理を行うにあたり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等、必要な体制の整備に努めなければならない。ただし、個人で営業しているシステム利用事業者においては、苦情処理窓口を当社が代行できるものとする。

第28条（匿名加工情報取扱事業者等の義務）

システム利用事業者は、匿名加工情報を取り扱うときは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従うこととする。

第7章 方針、内部規程、管理体制等

第29条（個人情報保護方針の公表）

- (1) システム利用事業者は、当社の個人情報保護方針に従い、公表することとする。
- (2) システム利用事業者は、法の施行後の状況等、諸環境の変化を踏まえて見直された、当社の個人情報保護方針に従うものとする。

第30条（内部規程の策定等）

- (1) システム利用事業者は、当社の個人情報保護方針を基に、事業活動の範囲および事業規模を考慮し、個人情報を保護するための当社の内部規程に準じて、これを実行することとする。
- (2) システム利用事業者は、当社の内部規程に従業者に周知しなければならない。
- (3) システム利用事業者は、個人情報保護の実施状況およびそのほかの経営環境等に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に見直された当社の内部規程に準じるものとする。

第31条（個人情報保護安全管理責任者の指名）

システム利用事業者は、法およびそのほかの関係法令や本指針を理解し、実践する能力のある者をシステム利用事業者の内部から1名以上指名し、個人情報保護安全管理責任者としての業務を行わせるものとする。ただし、個人で営業するシステム利用事業者においては、代表者が兼務できることとする。

第32条（個人情報保護安全管理責任者の責務）

個人情報保護安全管理責任者は、本指針に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者にこれを理解させ、遵守させるための内部規程の整備、安全対策の実施、従業者への教育訓練、委託先の適切な監督等を実施する責任を負うものとする。

第8章 そのほか

第33条（報告等）

- (1) システム利用事業者は、個人情報の取り扱いに関し、当社および個人情報保護委員会等関係機関から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- (2) システム利用事業者は、以下の漏洩した事実および漏洩した恐れがある事実を把握した場合は、当社に報告するものとする。

◇漏えい等事案の対象

1. システム利用者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失または毀損。
2. システム利用者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）第20条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい。
3. 上記（1）または（2）のおそれ。
 - (3) システム利用事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点および本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

第34条（指導、勧告その他の措置）

システム利用事業者の個人情報の取り扱いが本指針に違反していると認められるときは、当社は、第43条第2項の規定に基づき、当該システム利用事業者に対して、以下のとおり指導、勧告、その他の措置をとるものとする。

(1) 指導

当該システム利用事業者に対して、当該違反行為の中止、そのほか、違反を訂正するために必要な措置をとるよう口頭または文書により指導するものとする。

(2) 勧告

前項の規定による指導を受けたシステム利用事業者が正当な理由なく、その指導に従わなかった場合において、個人の権利利益を保護するため必要と認めるときは、当該システム利用事業者に対して、その指導に係る措置をとるべきことを文書により勧告するものとする。

(3) そのほかの措置

前項の規定による勧告を受けたシステム利用事業者が正当な理由がなく、その勧告に従わなかった場合には、当社のホームページ上で当該システム利用事業者名を公表し、除名の措置をとる。

第35条（指針の見直し）

本指針は、会社情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩等、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて不断の見直しを行うよう努めるものとする。

付則

1. 本指針は、平成29年5月30日から施行する。